

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月
福島県立会津農林高等学校

目 次

はじめに	1
1 基本理念	1
2 基本方針	2
3 重大事態発生時への対応	6
4 いじめ防止対策年間行事	8
5 参考資料	9
・ アンケート（学校生活いじめ調査）	
・ U P I（学校精神的健康調査）	

はじめに

福島県立会津農林高等学校（以下「本校」という。）「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）」、「いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月16日文科科学大臣最終決定。以下「国の基本方針」という。）」に基づき「学校いじめ防止基本方針（決定版）」を定めるものである。本校ではいじめの行為が、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進していきます。

<参考資料>

いじめ防止対策推進法

（平成25年度法律第71号）

（目的）第1条

この法律は、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものであることに鑑み、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

1 基本理念

- （1） いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- （2） いじめは生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての生徒に認識させるとともに、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、生徒の情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- （3） いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下に行う。

2 基本方針

いじめ問題への対応は、本校における最重要課題の1つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校として一丸となって組織的に対応する。

(1) いじめの定義

(第2条)「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

★このように、いじめの定義には、①行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること②AとBの間に一定の人的関係が存在すること③AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと④当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていることという4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。 - 2 - なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、**行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査において もいじめがあったものとして取り扱ってください。**

(2) いじめの判断

- ①いじめられた生徒の立場に立つこと。
- ②いじめられている本人が否定する場合もあるため、法の「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないように努めること。
- ③特定の教職員で判断することなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用すること。
- ④けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し判断すること。
- ⑤インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる生徒本人が人身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること。
- ⑥教員の指導によらずして、当事者間でいじめの解決が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、法が定義するいじめに該当するため、法第22条の学校いじめ対策組織へ事案の情報共有を行うこと。

<具体的ないじめの様態(例)>

①冷やかしからい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
- ・本人の嫌がるあだ名で呼ばれる。
- ・存在を否定される。

②仲間はずれ、集団による無視をされる。

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- ・遊びやチームに入れてもらえない。
- ・席を離される。

③ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

- ・わざとぶつかられたり、通るときに足をかけられたりする。
- ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
- ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。

④金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

- ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
- ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
- ・靴に画鋲やガムを入れられる。

⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

- ・使い走りをさせられたり、万引きや恐喝を強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
- ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられる。
- ・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切られたりする。

⑥パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

- ・パソコンや携帯電話の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
- ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
- ・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

★具体的な事例で確認。

<事例> (定期的に実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。) 体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】 文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県（域内の市町村を含む。）の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名（約94%）がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名（約11%）がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

(3) いじめの理解

- ① どの生徒にも、どの学校にも、起こりうるものである。
- ② 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの生徒が入れ替わりながら被害も禍害も経験するものである。
- ③ 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりするので、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- ④ 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺や暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを容認しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- ⑤ 「いじめ」の中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては教育的な配慮や被害者の被害者の配慮や被害者の意向を配慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。
- ⑥ 特に配慮が必要な生徒（障害のある生徒・海外から帰国した生徒・外国人の生徒・東日本大震災により被災や避難した生徒等々）として特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(4) いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。

① 名 称

「いじめ対策検討会議（兼：生徒指導委員会）」

② 構成員

校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、教育相談担当教諭、養護教諭、
スクールカウンセラー

＊校長、スクールカウンセラーはいじめ対策検討会議のみ出席するものとする。

③ 組織の役割

- ・ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善
- ・ いじめを含めた学校生活全般にわたる相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有
- ・ いじめの疑いに係る情報があった時の組織的な対応のための連絡・調整
（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）

＊留意事項

いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、組織的に対応することが必要である。特に事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有、分析を行う役割を果たすため、本校教職員にささいな兆候や懸念、生徒からの訴えでも、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに当該組織に報告・相談するよう求めとともに、当該組織に集められた情報は、個人の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

(5) いじめの未然防止のための取組

- ①生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ②生徒一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしながら、集団の一員としての自覚や自信の育成を図る。
- ③教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ④保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。
- ⑤相談支援体制の整備としてスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置や教育相談に関する資質を高めるための研修の充実を図るとともに、関係機関との連携を密に生徒たちや保護者の悩みに対応できる支援体制の整備を推進する。
- ⑥いのちやこころを大切にする性に関する指導の充実として、生徒の発達段階に応じた性に関する指導を推進して、生徒が適切な意志決定や行動選択ができ、自分や他者を大切にする気持ちを持つところ豊かな生徒の育成を進める。
- ⑦情報モラル教育の推進として、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象になり得ぬなど、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを、生徒に対し具体的に理解させる。また、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進するとともに、保護者に対しても、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策について推進する。

★ 組織で認知し対応することが重要

～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです

(6) いじめの早期発見のための取組

- ①教育相談体制を整えるとともに、その窓口を生徒、保護者に広く周知する。
なお、教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて適切に取り扱う。
- ②面接週間や定期的なアンケート・UPI等の実施により、生徒理解といじめの早期発見に努める。
- ③生徒に関する情報については教員同士の共有化を図るとともに、必要に応じて保護者と連携しながらその対応に当たる。

(7) いじめに対する措置及び対応

- ①教職員は生徒本人及び保護者より、いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、生徒指導部長への報告を速やかに行い、当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その調査の一報や結果を教頭経由で校長に報告し、学校の組織的な対応とする。

「早期発見」

本校の学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施やそれらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。また、学校は生徒からの相談に対しては、必ず本校教職員が迅速に対応する事を徹底する。

- ②事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、直ちにいじめをやめさせる。さらにその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。
- ③指導に当たっては、生徒がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
- ④いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。
- ⑥ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- また、必要に応じて、法務局人権擁護部の協力を求めたり、所轄警察署等に通報するなど、外部機関と連携して対応する。

(8) いじめ解消に向けた取組

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し、当該いじめに係わる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。学校の特定の教職員がいじめに係わる情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得る。加害生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。解消している状態とは少なくとも2つの要件が満たされる必要がある。

A いじめに係わる行為が止んでいること。

(被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んで居る状態が少なくとも3ヶ月を目安に相当の期間継続していること。)

B 被害生徒が心身の苦痛を感じていること。

(いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察すること。)

3 重大事態発生時の対応

★文部科学省のガイドライン・チェックリストを参照

＜生徒指導部・いじめフォルダ内にあります＞

＜重大事態とは＞

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ア 生徒が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合など
- (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(相当の期間は不登校の定義を踏まえ年間30日程度とする。)
- (3) 生徒本人や保護者から、いじめによる重大事態であるとの申し出があったとき。

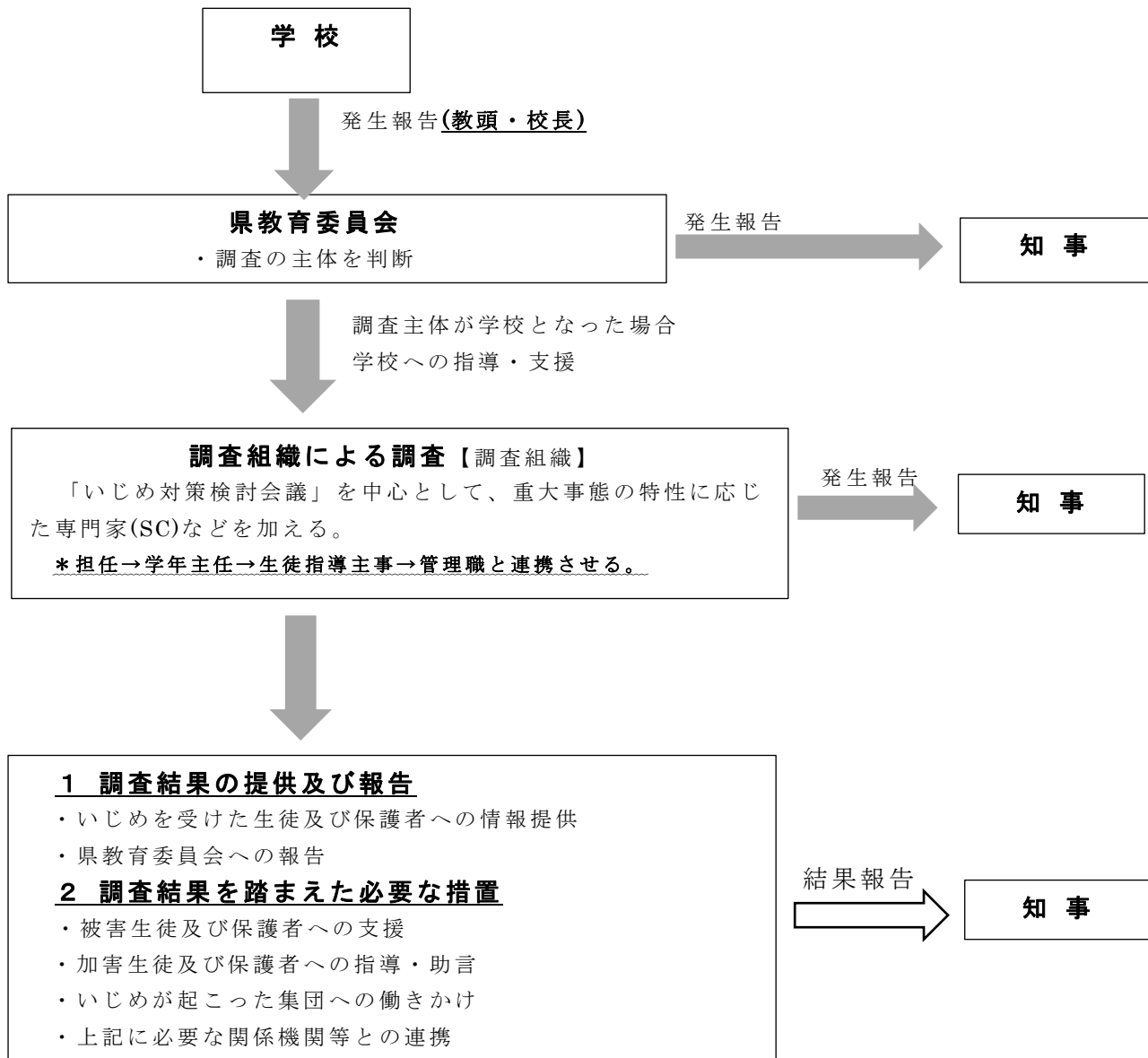
＜重大事態の報告＞

- (1) 重大事態が発生した場合は、県教育委員会に迅速に報告する。

＜重大事態の調査＞

- (1) 重大事態が発生した場合は、「いじめ対策検討会議」に適切な専門家を加えた調査組織を設け、調査する。
- (2) 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を調査する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。
- (3) いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえて行う。

重大事態への対応



4 いじめ防止対策年間行事

月	生徒指導 計画	面談・実態調 査アンケート 実施計画	校内研修 計画	いじめ防止 会議等	評価 計画
4 月	全校集会 (校則遵守) (情報モラル)			特別支援情報 交換会①	計画・目標の 作成と提示
5 月		面接週間 学校生活アン ケート①		第 1 回いじめ 防止対策会議	
6 月				特別支援情報 交換会②	
7 月	全校集会 (薬物防止) (SNS 関係)		校内研修Ⅰ (事例研修)	第 2 回いじめ 防止対策会議	
8 月					
9 月		面接週間	※県生徒指導 研修会		
10 月	全校集会 (道徳教育)				中間評価
11 月	)		校内研修Ⅱ (生徒指導ア ドバイザー)		
12 月	全校集会 (人間関係構築)	学校生活アン ケート②		第 3 回いじめ 防止対策会議	
1 月		学校生活アン ケート③			
2 月				第 4 回いじめ 防止対策会議	年間評価 報告
3 月	全校集会				

<評価と改善>

- (1) 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。
- (2) 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。

5 参考資料

学校生活アンケート

学期（ 月～現在まで）

生徒指導部

学年（ ）クラス（ ）番号（ ）

このアンケートは、いじめ防止や学校生活における悩み等を解決することを目的として実施するものです。学校生活をふりかえり以下の項目の質問に答えてください。

（記入上の注意）・選択肢の中から最も当てはまるものを1つ選んで下さい。
 ・複数回答可の問いについては当てはまる順に3つ以内で選んで○で囲んで下さい。
 ・今年の 月から現在までのことについて答えてください。

【1】 あなたは「いじめ」の現場を見たことがありますか。

①ある（学校内、列車内、校外） ②ない

【1】で①あると答えた人は 【2】～【5】を答えてください

【2】 現在もその状態は続いていますか。

①続いている ②続いていない ③わからない

【3】 「いじめ」の内容はどんなものですか。（3つ以内）

- ①ことばや文字 ②携帯・スマホのSNSによる誹謗中傷・悪口
 ③仲間はずれ（集団による無視） ④列車内でいじめ、恐喝（たかり）や使い走り
 ⑤使い走り ⑥持ち物隠しや破壊行為
 ⑦たかり（金銭の要求） ⑧暴力
 ⑨いたずら、悪ふざけ。（内容 ）
 ⑩その他（内容 ）

【4】 「いじめ」の現場を見たとき、あなたはどうか対応しましたか。あるいはどう思いましたか。

（3つ以内）

- ①止めに入って、注意した
 ②腹立だしかったが、どうしてよいかわからなかった
 ③かばうと自分もいじめられると思い、見過ごした
 ④自分には関係ないと思った
 ⑤被害者にも責任があると思った
 ⑥被害者を励ますなどの心の支えになるような行動をとった
 ⑦先生に相談した
 ⑧親に相談した ⑨友人に相談した
 ⑩その他（ ）

【5】 その「いじめ」は誰によるものですか。

- ①クラスの大多数 ②クラスの男子 ③クラスの女子
 ④ある個人 ⑤ある特定のグループ ⑥本校以外の個人またはグループ
 ⑦その他（ ）

【6】 あなたは「いじめ」られたことがありますか。（4月から現在まで）

①ある ②ない

【6】で①あると答えた人は 【7】～【9】を答えてください

【7】 現在もその状態は続いていますか。

①続いている ②続いていない

【8】 「いじめ」の内容はどんなものですか。（3つ以内）

- ①ことばや文字 ②携帯・スマホのSNSによる誹謗中傷・悪口
 ③仲間はずれ（集団による無視） ④列車内でいじめ、恐喝（たかり）や使い走り
 ⑤使い走り ⑥持ち物隠しや破壊行為
 ⑦たかり（金銭の要求） ⑧暴力
 ⑨いたずら・わるふざけ（内容 ）
 ⑩その他（内容 ）

【9】 「いじめ」られたとき、あなたはどうしましたか。また、どう思いましたか。

（3つ以内）

- ①やめてほしいと伝えた
 ②腹立たしく「いやだ」と思ったが、どうしてよいかわからなかった
 ③怖くて不安で学校にも行けないと思った
 ④この事は誰にも知られたくないと思った
 ⑤相談相手が欲しいと思った
 ⑥先生に相談した ⑦親に相談した ⑧友人に相談した
 ⑨その他（ ）

【10】 学校生活の人間関係等で何か気になることはありますか？

【11】

学校生活やそれ以外で困っていることや相談したい事があれば具体的に記入して下さい。
(書き切れない場合は、裏面を活用して下さい。)

U P I (学生精神的健康調査) 用紙

(1)

学校生活アンケート③				年 組 番 氏名 ()	
この調査は、あなたの健康と理解と増進のための調査です。番号順によく読んで、あなたの最近1年間の時々感じたり、経験した事のある項目の番号に、軽い気持ちで○印、ない場合は×印を付けてください。					
1	食欲がない。	16	不眠がちである。	31	赤面して困る。
2	吐気・胸やけ・腹痛がある。	17	頭痛がする。	32	吃ったり、声が震えたりする。
3	訳もなく下痢や便秘をおこしやすい。	18	首筋や肩がこる。	33	身体がほてったり、冷えたりする。
4	動悸や脈が気になる。	19	胸が痛んだり、締めつけられる。	34	排尿や性器のことが気になる。
5	いつも身体の調子が良い。	20	いつも活動的である。	35	気分が明るい。
6	不平や不満が多い。	21	気が小さすぎる。	36	何となく不安である。
7	親が期待すぎ。	22	気疲れする。	37	独りでいると不安である。
8	自分の過去や家庭は不幸である。	23	いらいらしやすい。	38	もめ事に自信を持ってない。
9	将来のことを心配すぎる。	24	怒りっぽい。	39	何事もためらいがちである。
10	人に会いたくない。	25	死にたくなる。	40	他人に悪くとられやすい。
11	自分が自分でない、感じがする。	26	何事も生き生きと感じられない。	41	他人に信じてもらえない。
12	やる気がでない。	27	記憶力が低下している。	42	気をまわしすぎる。
13	悲観的になる。	28	根気が続かない。	43	つきあいが嫌である。
14	考えがまとまらない。	29	決断力がない。	44	引け目を感じる。
15	気分が波がありすぎる。	30	人に頼りすぎる。	45	とりこし苦労をする。
				46	身体がだるい。
				47	気にすると冷や汗が出やすい。
				48	めまいや立ちくらみがある。
				49	気を失ったり、ひきつけたりする。
				50	よく他人に好かれる。
				51	こだわりすぎる。
				52	繰り返し確かめないと苦しい。
				53	汚れが気になって困る。
				54	つまらぬ考えがとれない。
				55	自分の変な臭いが気になる。
				56	他人に陰口を言われる。
				57	周囲の人が気になって困る。
				58	他人の視線が気になる。
				59	他人に相手にされない。
				60	気持ちが傷つけられやすい。
○の数を記入してください。()個					